

<目的>

SLOCは2017年秋を目標に「認定NPO法人」という更に高いレベルの法人取得をめざしている。本制度は、NPO法人への寄付を促すことにより法人の活動を支援するために税制上設けられた措置で、法人側だけでなく寄付する側にとっても大きなメリットがあるとされている。NPO法人が、比較的形式的に「公益性のある団体かどうか」を判定し、認証されているのに対し、認定NPO法人は、より高い税制優遇を適用するために「より客観的な基準において、高い公益性をもっている」ことを判定された法人であるということがいえる。現在法人数は認定・仮認定を合わせ583法人（NPO法人は5万法人弱）を数えるのみで、取得のためには当然いくつかの高いハードルを超える必要がある。

<方法>

8つの認定基準のうち重要な3項目は以下の通りである。

- ①パブリック・サポートテストPST基準に適合している。
- ②運営組織が適切である。（特定の同一法人役員の割合が役員総数の3分の1以下である。）
- ③設立日より1年経過、かつ2事業年度の事業報告書を作成する。

<結論>

SLOCは「認定基準」を全て満たした上で、本年4月1日をもって新しい組織運営を開始する予定である。こうした公的機関の厳しい審査を通過し得られた法人格は「社会的に信用できる団体」としての、国からのお墨付きでもあり、国策を遂行して行く上では限りなく高いステータスと考える。またこのことを対外的にアピールしていくことで、企業からの寄付もさらに受け易くなり、通常のNPO法人では不可能な高額な資金を、継続的に仰ぐことが可能になり、結果財政基盤の強化、活動の一層の発展が充分期待できると考えている。